

# 平成29年4月から 役場の組織が新しくなります

西原町では平成29年4月から、事務事業の強化を図り、効率的な行政システムを確立するため、役場組織の改編等を実施し、一部の担当窓口や課名を変更しました。

今回の改編は、行財政の効率化や事務事業の見直しに取り組む中、窓口サービスの向上や今後の観光振興に対応する組織づくりを目指して行われたものです。

役場内で担当窓口等、ご不明な点がありましたら、お気軽に職員にお尋ねください。

## 《主な組織の変更点》

場所	変更後（4月以降）	主な業務内容	変更前（3月末まで）
1階	健康支援課	障害支援係 障害者福祉に関すること	介護支援課 障害支援係 介護支援係
		介護支援係 高齢者保健福祉に関すること	保健予防係 母子保健係
		保健予防係 健康増進事業に関すること、母子保健に関するここと、子ども医療費助成等に関すること	国民健康保険係
	福祉保険課	国民健康保険に関すること	賦課徴収係 後期高齢者医療係
		賦課徴収係 国民健康保険税の賦課・徴収に関するここと	後期高齢者医療係
		後期高齢者医療に関するここと	社会福祉係
		社会福祉係 生活保護、民生委員等、各種社会福祉に関するここと	社会福祉係
	こども課	子育て支援係 児童手当、特別児童扶養手当や各種児童福祉に関するここと	子育て支援係 保育所等に関するここと
		保育所係 保育所等に関するここと	保育所係
		幼稚園こども園係 幼稚園入園関係、子ども子育て支援新制度に関するここと	幼稚園こども園係
2階	産業観光課	課名を変更しました	産業課

【お問い合わせ】 総務部 企画財政課 企画調整係 ☎ 945-4533

## 国民年金の保険料が猶予される制度があります！

### 対象者

- 学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校専修学校及び各種学校に在学している方
- 前年度所得が118万円以下の方

### 必要なもの

- 学生証または在学証明書  
※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書・印鑑（認め印可）が必要になります。  
(同一世帯でない場合は、委任状が必要)

### 受付窓口

- 町民課 年金係 または 浦添年金事務所 国民年金課

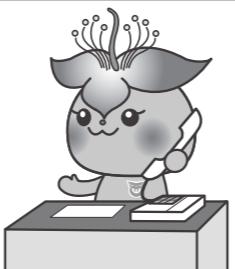
★猶予が認められた期間は、年金の受給資格期間に含まれます。

ただし、年金額の計算には反映されません。

★猶予が承認されて10年間は保険料の追納ができます。

詳細の確認については、下記までお問い合わせください。

総務部町民課 年金係 ☎ 945-5012  
浦添年金事務所 国民年金課 ☎ 877-0343



## 学校給食費の改定について(平成29年4月より)

西原町では、平成22年度に現在の給食費に改定して以降7年間、食材の発注や献立を工夫するなどの努力をしながら学校給食を提供してきました。しかし、平成26年4月の消費税の引き上げに加え、さまざまな食材費の値上がりにより、現在の給食費では子どもたちの成長に必要な栄養バランスに配慮した、安全・安心な給食の提供が困難になってきました。

そのため、平成29年4月から学校給食費を下記のとおり改定することになりました。

今後とも、安全・安心で魅力ある学校給食の提供に努めますので、ご理解ご協力の程、よろしくお願いします。

	現在の月額	平成29年4月より	現在との差額
幼稚園	3,000円	<b>3,000円</b>	なし
小学校	3,900円	<b>4,400円</b>	500円
中学校	4,500円	<b>5,000円</b>	500円

### 給食費は何に使われているの？

全額食材費に使われています。  
(食材費以外の人件費、施設整備費、光熱水費等については、全て町が負担しています)

### 4月からの給食費はどのように決めたの？

児童生徒の給食における栄養摂取基準と実際の食材購入額を元に計算し決定しています。

### 給食費に未納があると給食に影響はあるの？

給食費の納付率は98%前後で推移していますが、未納があっても児童生徒の給食に影響が出ないよう配慮しています。今後も引き続き、未納分を改善するよう徴収業務に取り組みますので、給食費の期限内納付のご協力をお願いします。

### 給食費改定による効果はあるの？

栄養バランスの改善はもちろん、児童生徒にとってより魅力のある献立内容の充実ができるようになります。

- 地元産、県産、国産を主とした安全・安心な食材の使用
- 旬の食材をはじめ、季節の果物やデザート等の提供回数の増加
- 郷土料理や行事食などの一層の充実

### 今後、消費税率が10%になつたらまた改定されるの？

今回の改定については、消費税率が10%に引き上げられることを見越したものではありません。  
消費税増税の際は、増税後の食材価格等の動向を踏まえて検討します。

### 給食費の改定で納付が厳しくなる場合はどうしたらしい？

経済的な理由により給食費の納付が困難な場合、小・中学校については給食費等を援助する支援制度（就学援助）がありますので、学校へご相談ください。（20ページ参照）

【お問い合わせ】 教育部教育総務課 学校給食共同調理場 ☎ 945-4935